

2021年7月9日

各位

光製薬株式会社  
代表取締役 高橋維朗

緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置  
継続等に伴う会社対応について

政府より緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を実施していた各地域に関しまして、期限でありました7月11日以降の措置が発表されました。それによりますと東京都と沖縄県は緊急事態宣言を再発令、関東3県(神奈川・埼玉・千葉)と大阪府はまん延防止等重点措置を継続し、期間はそれぞれ7月12日より8月22日までということになりました。この期間中には、東京オリンピックが開催され、また8月のお盆休みも含まれます。

光製薬は医療用医薬品を安定供給する為、期間中も通常の操業を継続致します。

国内のワクチン接種も進行し、65歳以上の接種率は70%以上となっておりますが、全体では15%程度と発表されており、20歳代、30歳代の新規感染者は再び急増し、40歳代、50歳代は急激に重症化するリスクがあるなどデルタ株による第4波の到来と専門家は危惧しております。従業員の皆様にはこれまでも新型コロナウイルスの感染対策にご協力いただきましたが、下記の事項を引き続き周知徹底くださるよう宜しくお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染防止対策を徹底する事。
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応

＜緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用期間中＞

(ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張

業務に必要な県をまたぐ外出・出張

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

業務上不可欠と判断される監査等についてはリモートやWeb会

議等を活用する事。ただし、通勤は除く。

(イ) 夜間の外出

午後8時以降の不要不急の外出

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(ウ) 県をまたぐ私的行事

県をまたぐ不要不急の外出移動

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(エ) 海外への移動

当面の間は禁止とする

⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催<緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用期間中>

(ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ<Web会議活用>

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(イ) 講習会、研修会、展示会<Web講習会、研修会等の活用>

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(エ) 遊興施設への立ち入り等

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/  
その他の地域は自粛する事)

(オ) イベントへの参加

各都道府県の自治体の規制に従う事

⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルス感染の自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請する事

⑦ 公共交通機関を利用する際はコロナ感染防止対策を行う事

⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従う事

⑨ 感染者が多発している地域のMRは細心の注意を払う事

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)(エ)、⑤の(ウ)(エ)(オ)、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

## 徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底する事

① 本人や家族が発熱した場合

- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
  - ③ 家族の学校や職場で新型コロナ感染者が発生した場合
  - ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
  - ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合
- ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否を判断する事とする。

以上